

青森市子育て情報誌発行業務公募型プロポーザル応募要領

1 業務概要

(1) 業務名

青森市子育て情報誌発行業務

(2) 事業目的

子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期に利用できるサービスや出産・子育てに関する情報等を掲載した子育て情報誌として発行することを目的としている。

(3) 業務内容

令和8年度版子育て情報誌の発行（冊子の仕様等については、後掲「2 子育て情報誌の仕様等」のとおり）及び、本市に妊娠届出をした方や、本市に転入し就学前児童をもつ保護者、その他希望される方への配付。

(4) 業務期間

協定締結の日から、令和8年3月19日まで

(5) 発行等に要する費用

原稿編集、印刷製本など、子育て情報誌発行等に要する一切の経費は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

(6) 協定の締結方法

公募型プロポーザル方式により共同発行業務候補者を選定し、具体的な業務内容の協議等を経て、協定を締結するものとする。なお、共同発行業務候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

2 子育て情報誌の仕様等

(1) 冊子の仕様等

①発行予定部数 3,000部

②刷り色 4色刷

③用紙 表紙：コート紙 本文：上質紙
成果品が見やすくなるよう、裏写りのしない用紙とすること。

④規格 A5判

⑤発行ページ数 広告部分を除く「表紙、裏表紙」「行政情報」「子育て情報」等の情報量について、青森市子育て情報誌「Let'sげんき！」Ver.23と同程度。

⑥製本 無線綴じ

⑦内容構成

構成区分	内容	原稿作成者	割合
行政情報	妊娠期から子育て期に利用できる行政情報等	青森市	概ね85%程度
子育て情報	地域情報や出産・子育てに役立つ情報等	青森市	
広告	市内企業等から募った広告	事業者	概ね15%程度

(2) 納入の時期

令和8年3月19日（木）

(3) 編集等

- ①企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、事業者が行うものとし、その際、市と十分協議し、承認を得るものとする。
- ②市は、電子データ又は手書き原稿で行政情報等の提供を行うものとする。
- ③子育て情報誌の納品時には、全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものも含む。）をPDF形式に変換した電子ファイルを添付するものとする。
- ④市が提供する行政情報等に関する著作権は市に帰属するものとし、事業者が作成する情報及び広告は事業者に帰属するものとする。

(4) 広告

- ①広告主の募集・広告制作は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属するものとする。なお、市は、広告主に対して広告の掲載を直接呼び掛けるなどの行為はしない。
- ②子育て情報誌へ掲載する広告については、「青森市広告取扱要綱」（平成17年6月28日実施）に基づき取り扱うものとする。

(5) 納入

事業者は、納品期限までに、作成部数の全てを市の指定する場所に納入するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限から共同発行業務確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (6) 市税（営業所が青森市内にある場合）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

4 資料等の配布

青森市ホームページからのダウンロードによる。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 応募要領等の公表 | 令和7年7月18日（金） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年7月25日（金）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年7月29日（火） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和7年8月1日（金）午後5時まで |
| (5) 応募書類等の提出期限 | 令和7年8月8日（金）午後5時まで |

- (6) 共同発行業務候補者の選定 令和7年8月20日(水)
(7) 協定の締結 令和7年9月上旬
(8) 納品 令和8年3月19日(木)

※市の都合により変更する場合があります。

6 質問の受付と回答

本プロポーザルに係る質問は、次のとおり受け付ける。ただし、電話及び口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類
質問書(様式1)
- (2) 質問書の提出期限
令和7年7月25日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法
質問は、原則、電子メールによること。ただし、直接持参、郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)、FAXでも構わない。
- (4) 提出先
E-mail : hagukumi-plaza@city.aomori.aomori.jp
〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号 健康増進センター(元気プラザ)1階
あおり親子はぐくみプラザ
FAX : 017-718-2951
- (5) 回答方法
①質問に対する回答は令和7年7月29日(火)までに、青森市ホームページに掲載する。
②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答を電子メールにて送信する。また、質問内容によっては回答しないこともある。
- (6) その他
質問への回答の内容は、本要領に係る追加又は修正とみなすものとする。

7 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
①参加表明書(様式2) 1部
②会社の概要が分かるパンフレット等 1部
③法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書 1部
(発行日から3か月以内のもの)
④営業所が青森市内にある場合は、青森市税に未納の税額がないことの証明書 1部
(発行日から3か月以内のもの)
- (2) 提出期限
令和7年8月1日(金)午後5時まで
※ただし、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 提出先
〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号 健康増進センター(元気プラザ)1階
あおり親子はぐくみプラザ

(4) 提出方法

上記(3)へ直接持参又は郵送すること。

8 応募方法

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり応募書類を提出すること(応募書類を提出した者を以下「応募者」という)。なお、提出に要する費用等は全て応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

ただし、応募を辞退する場合には、応募辞退届(様式3)を令和7年8月8日(金)午後5時まで直接持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)すること。

(1) 提出書類・部数

①青森市子育て情報誌発行業務申込書(様式5) 1部

②青森市子育て情報誌企画提案書(任意様式) 正本1部 副本5部

※副本には、応募者が推測されないよう法人又は共同事業体の名称を明記しないこと。

※企画提案書の作成に関する留意点は、後掲「9 企画提案書作成に関する留意点」を参照すること。

③青森市子育て情報誌発行業務に係る公募型プロポーザル誓約書(様式4) 1部

(2) 応募書類の提出期限

令和7年8月8日(金)午後5時まで

※ただし、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号 健康増進センター(元気プラザ)1階
あおもり親子はぐくみプラザ

(4) 提出方法

上記(3)へ直接持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)

(5) その他

①応募者は、応募書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

②応募書類提出後の差し替え・修正は認めない。

③虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

④市は、応募書類を共同発行業務候補者選定のためにのみ使用する。

⑤参加した応募者からのプレゼンテーションは実施しない。

9 企画提案書作成に関する留意点

(1) 企画提案書のサイズは縦A4判横書きで左綴じとする。ただし、図表等については必要に応じてA3判折込みも可とする。

(2) 企画提案書は、前掲「2 子育て情報誌の仕様等」を踏まえ、子育て情報誌発行に関し必要な事項等を提案すること。なお、企画提案書には以下の事項を必ず明記すること。また、応募者独自の取組があれば、自由に提案すること。

①発行ページ数(総ページ数、行政情報・子育て情報等ページ数(広告を除くページ換算も記載すること))

②製本仕様(用紙・刷り色・組版等)

③レイアウト、行政情報・子育て情報等の案(冊子見本など)

④類似業務の実績(過去3か年程度)又は確実に業務遂行できることを示す資料

⑤業務実施体制(従事者の人数・経験年数等)

- ⑥ 広告募集方針（体制等）
- ⑦ 納品までのスケジュール（期間・納品等）
- ⑧ 発行等に係る収支見込（予算書）及び予定広告単価

1 0 共同発行業務候補者の選定等

(1) 選定方法

共同発行業務候補者の選定に当たっては、企画提案書について、青森市子育て情報誌発行業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員が「(2) 評価基準」に基づく評価を行い、審査委員会の審議を経て、総合得点が高い者を共同発行業務候補者として選定する。なお、必要に応じて応募者からヒアリングを実施する。

(2) 評価基準

次の 3 つの観点から総合的に評価（100 点満点）する。評価基準の項目及び配点は、次のとおりとする。

- ① 企画提案内容（行政情報・子育て情報等の内容、デザイン・レイアウト、その他の企画内容等）60 点
- ② 業務実施の適格性（業務遂行能力、業務実施体制、広告募集方針・納品までの管理体制等）30 点
- ③ その他発行に関する項目（納品までのスケジュール、経費積算等）10 点

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対して書面で通知する。

(4) 共同発行業務候補者との協議

市は選定結果の通知後、速やかに共同発行業務候補者と前掲「1 事業概要（6）」に基づく協議を行う。

1 1 問合せ先

〒030-0962 青森市佃二丁目 19 番 13 号 健康増進センター（元気プラザ）1 階
あおもり親子はぐくみプラザ
電話：017-718-2975
FAX：017-718-2951

E-mail：hagukumi-plaza@city.aomori.aomori.jp

※ただし、問合せは土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。